

4月からコンビニ納付を開始します



365日・24時間OK!! 手数料無料!!

コンビニで市税等の納付ができます

市では、生活スタイルの多様化に 대응するため市税や住宅使用料などの8種類について、平成25年4月から、曜日や時間を気にせず24時間いつでも気軽に納付ができるコンビニ納付を開始します。

これまでの金融機関や市役所の窓口に加えて、下記のコンビニ店舗で納付が可能となります。また、記載しているコンビニであれば、全国どここの店舗でも納付ができるようになります。

【問い合わせ】 市行財政改革推進課 ☎ 0994-31-1153

●コンビニで納付できる税金や各種料金

税金

- 1 市・県民税(普通徴収)
- 2 固定資産税・都市計画税
- 3 軽自動車税
- 4 国民健康保険税(普通徴収)

料金

- 1 後期高齢者医療保険料(普通徴収)
 - 2 介護保険料(普通徴収)
 - 3 市営住宅使用料
 - 4 保育料
- ※ 水道使用料
(これまでどおり納付できます)

●納付できるコンビニ店舗

- ローソン ● ファミリーマート ● サークルK
- サンクス ● ココストア ● エブリワン
- セブン-イレブン ● デイリーヤマザキ
- ミニストップ ● スリーエフ
- コミュニティ・ストア ● 暮らしハウス
- ポプラ ● 生活彩家 ● セイコーマート
- セーブオン ● ハート・イン

●納付書(見本)

納付書番号	納付額
00000990999	400
通知番号	00900099999
納付額	400
納付期限	平成 年 月 日

注意

バーコードが印刷されていないとコンビニでは使えません。
※平成25年4月以降に発行する納付書に印刷されています。

コンビニで納付の注意点

- これまでは複数枚の期別納付書を冊子タイプで綴じておりましたが、コンビニ納付の開始により、1枚ごとの単票(綴じられていない状態)となります。お支払の際は、納付書に記載されている期別と納付期限を必ずご確認のうえ、コンビニへお持ちください。
- コンビニ店では納付書の記載内容は確認せずにバーコードを読み取るだけです。
- コンビニ納付は、平成25年4月以降に発行する納付書で、バーコードが印刷されているものに限りです。
- 一括納付を希望する人は、複数枚の期別納付書を使用して納付ください。
- 納付の際は、手数料はかかりません。
- これまでどおり、金融機関窓口や市役所でも納められます。

コンビニで使用できない納付書

- 市が指定する税金・使用料以外のもの
- 納付書にバーコードが印刷されていないもの
- 破損・汚損などにより、バーコードを読み取れないもの
- 納付期限が過ぎているもの
- 金額が訂正されているもの
- 納付書一枚あたりの金額が30万円を超えるもの